

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 移転価格税制における事前確認制度の概要について

##### 《内容》

顧問先のA社は、南米の現地企業資本と提携して子会社B社（当社70%、現地資本30%出資）を設立し、B社が製造した製品を輸入し日本国内で販売することを予定しています。

また、A社は、現地子会社B社との取引について移転価格税制上の問題が生じないよう適正な価格設定をしたいと考えています。

移転価格税制上、この価格設定について事前に課税当局の確認を受ける制度があると記憶していますが、その概要はどのようなものですか。

### 『答』

国税庁は、平成13年6月1日に移転価格に係る事前確認制度を設け、事前確認手続の運営要領を定めています。

事前確認手続は、事前確認を受けようとする事業年度（確認対象事業年度）のうち最初の事業年度開始の日まで確認対象取引及び独立企業間価格の算定方法等を記載した確認申出書確認対象取引及び独立企業間価格の算定方法等を記載した確認申出書を所轄税務署長に提出し、相談・確認等を行うこととなります。

#### (解説)

1 移転価格税制上、内国法人が外国法人の現地子会社の発行済株式の総数の50%以上を有する場合は、その外国法人の現地子会社は内国法人の国外関連者に該当することとなります。ご質問のケースにおいては、A社が現地子会社B社の株式を70%保有していることから、B社の製品を購入する取引は国外関連取引とされ、その国外関連取引である製品の購入についてA社が現地子会社B社に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、A社の事業年度の所得金額の計算上、その国外関連取引は独立企業間価格で行われたとみなして、その超える金額をA社の当該事業年度の所得金額に加算されることとなります（措法66の4①、措通66の4(8)-1）。

2 ところで、このような国外関連取引における独立企業間価格を超えるか否かの移転価格に係る事前確認制度の手続は、概ね次のとおりです。

(1) 事前相談・・・事前確認手続における法人の利便性向上及び事前確認手続の迅速化を図るため、事前確認の申出前に国税局又は沖縄国税事務所（以下、単に「国税局」といいます。）の国税局担当課（法人課税課又は調査課）において、事前確認の申出に必要な申出書や添付資料の作成要領、提出期限等の説明を受けることができます（事務運営要領5-1、5-10）。

(2) 事前確認の申出・・・法人は、事前確認を受けようとする事業年度（確認対象事業年度）のうち最初の事業年度開始の日までに、確認対象取引及び独立企業間価格の算定方法等を記載した確認申出書（「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」）を所轄税務署長に提出するものとされています。確認申出書は国外関連者の所在地国ごとに3部（相互協議を求める場合は4部）、法人が国税局の調査課所管法人である場合は、国外関連者の所在地国ごとに2部（相互協議を求める場合は3部）を提出することとされています。また、確認申出書には、事前確認の審査に必要な各種資料の添付を要します。（事務運営要領5-2、5-3）

(3) 事前確認の審査・・・事前確認の審査は国税局担当課で行います。審査は、事務運営要領の2-1及び2-2の規定その他の第2章「調査」及び第3章「独立企業間価格の算定等における留意点」の規定の例により行うものとされています。なお、必要に応じて、上記(1)の添付資料以外の追加資料の提出を求められる場合があります。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。